

# 飼養衛生管理 マニュアル



農場作業に携わる全員に周知し、状況に応じてマニュアル内容は**更新**していく。不定期に入場する獣医師や農協関係者にはマニュアルの配布や看板などで**周知を徹底**する。

農場 飼養衛生管理者氏名

# 衛生管理区域入退場時の動作フロー

衛生管理区域内に立ち入る者に、手指消毒と区域専用の衣服、長靴を着用させるとともに、台帳に氏名、目的等を記入させる。

農場に設置された台帳には、所属・氏名、目的、消毒の有無、海外への渡航歴を記入させる。

| 立入年月日<br>(入退場時刻) | 所属(又は住所)・氏名 | 目的           | 手指消毒  |       | 海外への渡航歴<br>(過去1週間以内) | 海外への渡航歴<br>(過去1週間以内) |       |
|------------------|-------------|--------------|-------|-------|----------------------|----------------------|-------|
|                  |             |              | 消毒の有無 | 消毒の有無 |                      | 消毒の有無                | 消毒の有無 |
| 年 月 日<br>入退場時刻   |             | 飼料、糞入、出尿、その他 | 有・無   | 有・無   | 有・無                  | 有・無                  | 有・無   |
| 年 月 日<br>入退場時刻   |             | 飼料、糞入、出尿、その他 | 有・無   | 有・無   | 有・無                  | 有・無                  | 有・無   |
| 年 月 日<br>入退場時刻   |             | 飼料、糞入、出尿、その他 | 有・無   | 有・無   | 有・無                  | 有・無                  | 有・無   |

衛生管理区域立入記録簿

## 衣服・靴の着用

手指の洗浄と消毒を行う。  
衛生管理区域境界で専用衣服・靴を着用する。自宅で専用衣服を着用し、直接農場に入る場合も更衣とみなす。衛生管理区域に入場する。  
さらに畜舎に入る際は、踏み込み消毒槽で消毒を実施する。また、手指消毒も実施する。

着脱前後の衣服、靴は、分離保管(袋や車内)するなど、接触させないように留意すること。

## 衣服・靴の脱衣

専用靴をブラシで洗浄後、畜舎出入口の踏込消毒槽で消毒する。  
衛生管理区域境界で専用衣服・靴を脱ぎ、外服、外靴に着替える。  
手指の洗浄と消毒をおこなう。  
衛生管理区域から退場する。

農場専用衣服については、別途、洗浄・消毒し適切に保管する。

## 手指の洗浄・消毒

消毒場所：衛生管理区域出入口、畜舎出入口

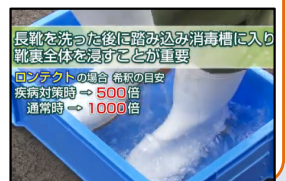
- 消毒薬： ( % ) (例 アルコール、逆性石けん)
- 手洗い石けん等を使い、手のひらだけでなく、指や爪の間もしっかり洗う。
- 手全体がしっとりする程度、消毒薬を吹きかける。
- 消毒薬を揉み込みように手のひら・甲・指の間・手首を消毒する。



## 長靴の洗浄・消毒方法

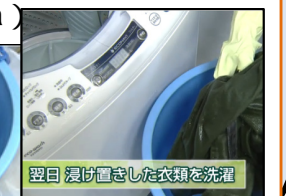
消毒場所：衛生管理区域出入口、畜舎出入口

- 消毒薬： ( 倍 ) (例 逆性せっけん、消石灰)
- 水道または洗浄槽で、長靴の汚れ(特に裏面の汚れ)をブラシ等を使って洗浄する。
- 踏込消毒槽に、靴全体をしっかりと浸して、消毒する。
- 乾燥させ、保管場所に保管する。



## 衣服の洗浄・消毒方法

- 消毒薬： ( 倍 ) (例 逆性せっけん、次亜塩素酸Na)
- 衣服の大まかな汚れを落とす。
- 大きめのバケツに入れた消毒薬で一時つけ置きする。
- つけ置き後、洗濯する。
- 乾燥させ、保管場所に保管する。



# 車両入退場時の動作フロー

車両で衛生管理区域内に立ち入る者に、衛生管理区域境界の消毒場所で車両の消毒を行わせる。台帳に氏名、目的、車両消毒の有無等を記入させる。

農場に設置された台帳には、所属・氏名、目的、車両、消毒の有無、海外への渡航歴を記入させる。

| 立入年月日<br>(入退場時刻) | 所属(又は住所)・氏名 | 目的              | 車両消毒      |     | 手洗消毒 | 過去1週間以内の海外への渡航歴 | 海外への渡航経緯     |                |
|------------------|-------------|-----------------|-----------|-----|------|-----------------|--------------|----------------|
|                  |             |                 | 管理区域への搬入れ | 消毒  |      |                 | 滞在期間(滞在日・地域) | 海外での畜産関係施設への立入 |
| 入退場<br>年 月 日     |             | 経路、導入、出退、その他( ) | 有・[ ]     | 有・無 | 有・無  | 有・無             |              | 有・無            |
| 入退場<br>年 月 日     |             | 経路、導入、出退、その他( ) | 有・[ ]     | 有・無 | 有・無  | 有・無             |              | 有・無            |
| 入退場<br>年 月 日     |             | 経路、導入、出退、その他( ) | 有・[ ]     | 有・無 | 有・無  | 有・無             |              | 有・無            |

衛生管理区域立入記録簿

## 入場時

消毒場所で車両を消毒する。  
衛生管理区域内で車両から降りる場合は、靴を車載ハンディスプレーで消毒する。

## 退場時

消毒場所で車両を消毒する。  
ハンドル、フロアマットなど車内も車載ハンディスプレーで消毒する。

## 車両の消毒

### 石灰帯による消毒の場合

- 石灰帯は車輪全体が消毒できる幅で散布する。
- 石灰帯は 週間 に 1 回散布しなおす。(雨で石灰が流れた場合は、散布しなおす。)



### 動力噴霧器による消毒の場合

- 消毒薬： ( 倍 ) (例 逆性せっけん (500倍))



車全体を消毒する。



タイヤ周りも入念に消毒する。



フロアマットやペダルも消毒する。



ハンドル周りも消毒する。



# 農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等）は持ち込まない。

農場内での作業に不必要なものは持ち込まない。

畜舎や関連設備の修繕に係る工具、機材等は農場に備え付け、持ち出さない。

やむを得ず、衛生管理区域内に持ち込む又は区域外へ持ち出す際は消毒を行う。  
物品の消毒方法は、添付の作業手順に従う。

## ※物品・施設等の消毒方法

### 浸漬消毒

【消毒対象】ロープ、器具等

消毒薬を調整する。消毒薬の種類： （例：逆性石鹼）

水洗いした後、器具を消毒薬に漬ける。浸漬時間  時間

消毒後、水洗いし乾燥させる。乾燥時間  時間



### 噴霧消毒

【消毒対象】備品（一輪車、台車、スコップ等）

消毒薬を調整する。消毒薬の種類： （例：逆性石鹼）

噴霧器やバケツなどを用いて大型備品の表面にまんべんなく消毒薬を塗布する。

水洗いし乾燥させる。乾燥時間  時間



### アルコール消毒

【消毒対象】修繕工具等

スプレーボトルを用いて噴霧したり、アルコール綿花で拭く。

## 農場外での家畜等の取扱い禁止及び狩猟の禁止

原則として、農場外で鳥類を扱ったり、狩猟など野生動物に接触するような行為は行わない。

止むを得ず接触した場合は、新しい衣類及び靴に着替えて 自分の農場に入る。



# 海外渡航時及び帰国後の対策

**原則、鳥インフルエンザ等が発生している地域へは渡航しない。**

渡航先では、絶対に畜産関係施設に立ち寄らない。  
帰国後1週間は、自農場を含め他の畜産施設等に絶対に立ち入らない。

海外渡航暦は、1年間必ず記録に残す。

従業員が、止むを得ない事情により海外へ渡航する際は、事前に飼養衛生管理者へ報告する。



## 海外からの肉製品の持込禁止

**海外からの肉製品を日本に持ち込んではいけません。**

原則、外国から、肉、ソーセージ、餃子等の食品の日本への持込や郵送を絶対に行なわない。



## 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

**野生動物の侵入防止対策を講じる。**

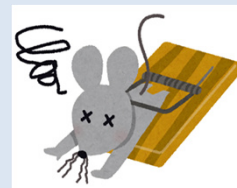
常に衛生管理区域内の整理整頓に務め、必要に応じて区域内外を除草し、ねずみの生息場所の低減を図る。

給餌車・保管容器は給餌後フタを閉める。

ねずみ等の侵入跡（フン、かじった跡）が確認された場合は、侵入跡一帯に殺鼠剤や粘着シートを設置する。また、ハエなどの衛生害虫についても、粘着剤や殺虫剤を使用する。

死亡した家畜を発見した場合、異常の有無を確認し、搬出までの間、野生動物が寄りつかないようにブルーシートで覆う。

ねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう、畜舎の給餌設備及び給水設備を随時掃除する。



## 愛玩動物の飼養禁止

**犬や猫などの愛玩動物を衛生管理区域内で飼育してはいけません。**

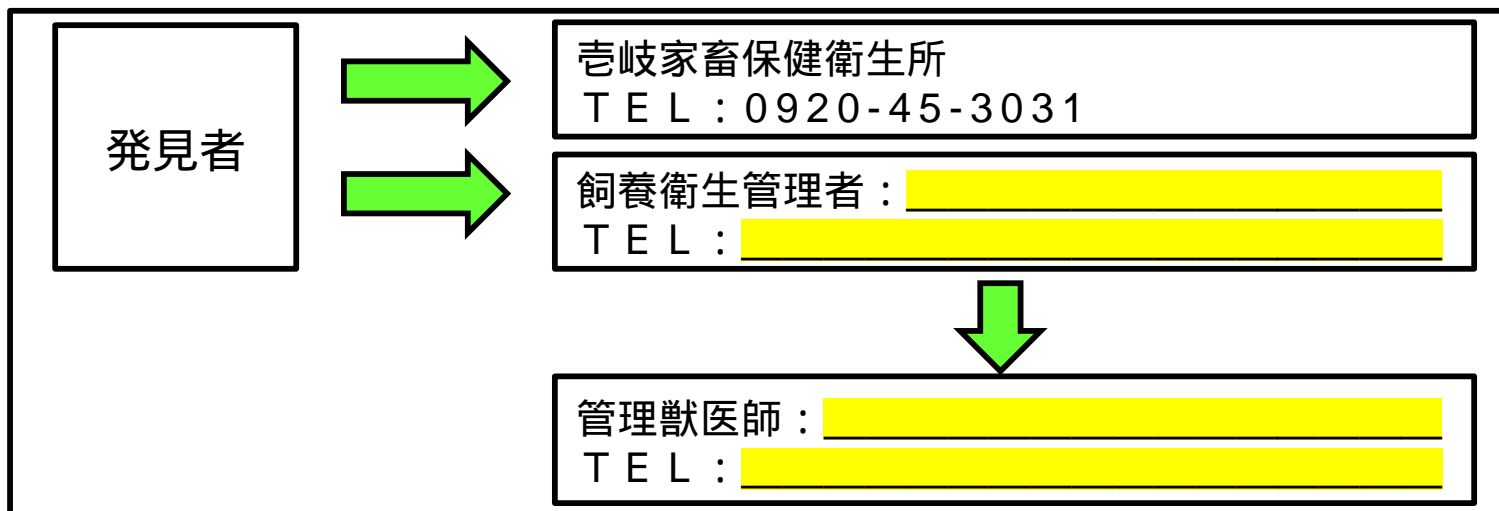
犬や猫が衛生管理区域内に侵入しないよう区域外で餌やりをする。

散歩時等で衛生管理区域を通過する場合は、肢等の洗浄及び消毒を行ってから、衛生管理区域に入場する。



飼養衛生管理区域内

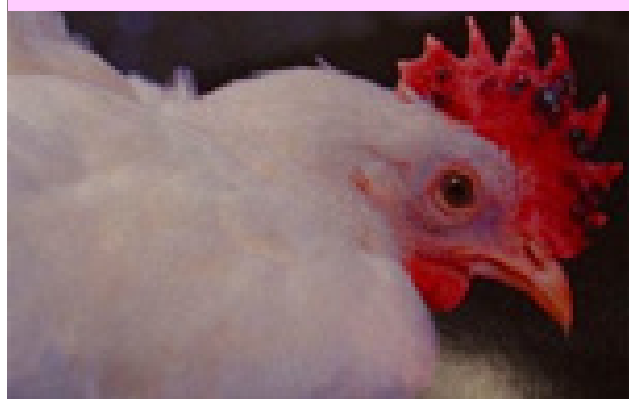
## 特定症状が確認された場合の緊急連絡網



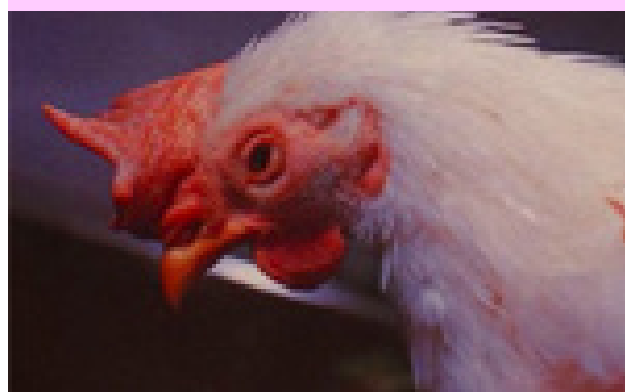
## 鳥インフルエンザの特定症状

同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（異状がみられた日までの過去3週間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

肉冠（とさか）の出血・壊死



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血



甚急性死亡例（肉眼病変なし）

